

改正

平成7年4月1日訓令第9号

平成9年4月1日訓令第7号

平成15年5月1日訓令第11号

平成22年10月1日訓令第72号

平成24年11月26日訓令第94号

平成24年11月27日訓令第98号

鹿角市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内建設業者の施工能力の向上と健全な発展を促進するため、別に定めがあるもののほか、市の発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成要件、入札参加資格審査等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経常建設共同企業体 年間を通じて有効な共同企業体をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体 市が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(要件)

第3条 共同企業体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 構成員は、経常建設共同企業体にあつては3業者以内とし、特定建設工事共同企業体にあつては、工事ごとに市長が定めるものとする。

(2) 運営形態は、各構成員が共同の責任で一体となって施工する共同施工方式とする。

(3) 経常建設共同企業体の構成員は、市内に主たる営業所を有する建設業者で、経常建設共同企業体を結成する年度の入札参加資格者名簿に登載されているものであること。この場合において、構成員は、同一業種で他の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。

(4) 特定建設工事共同企業体の構成員は、特定建設工事共同企業体を結成する年度の入札参加資格者名簿に登載されているもので、そのうちの一以上の建設業者は市内に主たる営業所を有する建設業者であること。

(経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請手続)

第4条 経常建設共同企業体の資格審査を申請しようとする者は、鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成22年鹿角市訓令第73号）第4条第2項の定期審査又は中間年審査において、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 経常建設共同企業体協定書（様式第2号）

(3) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号）

(4) その年の各構成員の経営事項審査申請書の写し

(経常建設共同企業体の資格審査)

第5条 経常建設共同企業体の資格審査は、「建設業法第27条の2第1項の審査の項目及び基準（昭和48年建設省告示第2093号）」の客観的事項について行うものとし、各審査項目の取扱いは、次の各号によるものとする。ただし、等級格付は、その年度の等級格付要領により調整することができるものとする。

(1) 種類別年間平均完成工事高は、各構成員の年間平均完成工事高の和とする。

(2) 自己資本額及び職員の数、各構成員の自己資本額及び職員の数、それぞれの和とする。

る。

(3) 流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率は、各構成員の流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率のそれぞれの平均値とする。

(4) 営業年数は、各構成員の営業年数の平均値とする。

(経常建設共同企業体の構成員に対する取扱い)

第6条 経常建設共同企業体の構成員の建設業者は、結成した経常建設共同企業体以外では年間を通じて入札に参加できないものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事)

第7条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は、技術難度の高い工事で、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 工事費がおおむね1億5千万円以上の道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、下水道等の土木工事

(2) 工事費がおおむね2億円以上の建築工事

(3) 工事費がおおむね7千万円以上の設備工事

2 前項に規定する工事のほか、工事の規模、性格等に照らし特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(一般競争における特定建設工事共同企業体の結成)

第8条 特定建設工事共同企業体の結成は、入札公告による資格要件に基づき建設業者が自主的に行うものとする。

2 前項により特定建設工事共同企業体を結成した者は、入札公告で指定する期日までに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 同一の工種の組合せによる共同企業体

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第4号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号）

(2) 複数の工種の組合せによる共同企業体

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第4号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第6号）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第7号）

3 結成された特定建設工事共同企業体について、入札審査会で資格審査を行い有資格者と認められる者へは、競争入札参加の資格を与えるとともに、その旨を当該共同企業体の代表者に通知するものとする。ただし、条件付き一般競争入札においては、原則として資格審査は、入札後に落札候補者のみ行うものとする。

(指名競争における特定建設工事共同企業体の結成)

第9条 特定建設工事共同企業体の結成は、入札運営委員会において構成員となる建設業者を選定し、入札審査会において、これを審査し、決定するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員となる者が決定されたときは、該当する建設業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 構成員となるべき者として通知を受けた建設業者は、通知を受けた他の建設業者と特定建設工事共同企業体を結成し、指定する期日までに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 同一の工種の組合せによる共同企業体

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第4号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号）

(2) 複数の工種の組合せによる共同企業体

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第4号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 6 号）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（様式第 7 号）

- 4 結成された特定建設工事共同企業体について、入札審査会に諮ったうえ指名競争入札参加の資格を与え、その旨を当該共同企業体の代表者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年10月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日訓令第 9 号）

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日訓令第 7 号）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 5 月 1 日訓令第11号）

この要綱は、平成15年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年10月 1 日訓令第72号）

改正

平成24年11月27日訓令第98号

この要領は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年11月26日訓令第94号）

この要綱は、平成24年12月 1 日から施行する。

附 則（平成24年11月27日訓令第98号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年12月 5 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

經常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

鹿角市長 殿

このたび、連帯責任によつて請負工事の共同施工を行うため、下記の通り共同企業体を結成したので、今後、鹿角市発生の建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

委 任 事 項

- 1 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- 2 工事請負契約に関する一切の権限
- 3 工事完成保証に関する一切の権限
- 4 工事請負代金及び前払金（中間前払金）の請求、受領に関する一切の権限
- 5 上記権限の範囲内において、副代理人を選任する権限
- 6 その他工事の施工に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

使用印

(1) 共同企業体の名称		建設共同企業体		(2) 代表者の商号及び氏名			
(3) 共同企業体事務所の所在地		電話 局 番					
構 成 員	登 録 番 号	()第 号		()第 号			
	会 社 名 又 は 氏 名						
	決 算 期	月		月			
※ 客 観 数 値						※合計又は平均	※評 点
※ 完成 工事高	直前第2年度 直前第1年度 平 均 全工事平均額	千円		千円		千円	
※ 経営 規模	自 己 資 本 額 増 減 資 計 合 計	千円		千円		千円	
	職 員 数 技 事 合 術 務 計	人		人		人	
※ 営 業 年 数		年		年		年	
※ 経営 比率	流 動 比 率						
	自 己 資 本 率						
	自 固 定 比 率						
	総 資 本 率						
純 利 益 率							
						総合数値	

注 ※印には記入しないこと。

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、
経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を
番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。

ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後1箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商 号

代 表 者

所 在 地

商 号

代 表 者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、鹿角市及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、鹿角市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び鹿角市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び鹿角市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者として定めることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、 経常建設共同企業
体協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記
名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商 号
代表者 印

所在地
商 号
代表者 印

経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

鹿角市発注に係る下記工事については、 経常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について鹿角市と契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変らないものとする。

記

1 工事の名称

2 出資の割合

%

%

外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

経常建設共同企業体
代表者

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

鹿角市長 殿

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者 印

構成員の所在地

商号及び代表者 印

このたび、連帯責任によつて請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、鹿角市が発注する 建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。また、貴発注に係る当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当建設共同企業体代表者に委任します。

この場合の使用印は次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- 2 工事請負契約に関する一切の権限
- 3 工事完成保証に関する一切の権限
- 4 工事請負代金及び前払金（中間前払金）の請求・受領に関する一切の権限
- 5 上記権限の範囲内において、副代理人を選任する権限
- 6 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使用印

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、
経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を
番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。

ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後1箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商 号

代 表 者

所 在 地

商 号

代 表 者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、鹿角市及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、鹿角市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び鹿角市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び鹿角市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、 経常建設共同企業
体協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記
名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商 号
代表者 印

所在地
商 号
代表者 印

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 鹿角市発注に係る

建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）
の請負

（2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
1箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわ
らず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を
行うことを名義上明らかにした上で、鹿角市及び監督官庁等と折衝する権限並びに請
負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理
する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、別に定めるところによる。また、当該建設工事につ
いて鹿角市と契約内容の変更があった場合は、第9条による運営委員会において協議

し出資の割合を変更できるものとする。

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を冠
した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、鹿角市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により 脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、運営委員会で協議し分割を行い、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不

履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び鹿角市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び鹿角市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商 号
代表者 印

所在地
商 号
代表者 印

特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

鹿角市発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について鹿角市と契約内容の変更増減があり変更が必要となつた場合は、第 9 条で規定する運営委員会で協議し変更できるものとする。

記

1 工事の名称

2 出資の割合	%
	%

外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

特定建設工事共同企業体
代表者